

大田市告示第186号

大田市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成24年大田市告示第129号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

大田市長 楫野弘和

題名を次のように改める。

大田市経営開始資金交付要綱

第1条中「大田市農業次世代人材投資資金」を「大田市経営開始資金」に改める。

第2条の表資金の名称の項及び資金交付の目的の項中「農業次世代人材投資資金」を「経営開始資金」に改め、同表交付対象者の要件の項第4号中「農業次世代人材投資資金申請追加資料」を「経営開始資金申請追加資料」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 令和4年4月以降に農業経営を開始したものであること。

第2条の表資金の額の項第1号中「経営開始1年目から経営開始3年までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円」を「交付期間1月につき1人当たり12.5万円」に、同項第2号中「1年」を「1月」に、同項第3号中「5年」を「3年」に改め、同表交付期間の項中「5年」を「3年」に改め、同表資金の交付停止の項第5号中「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知）を「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知）に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第10条を削り、第11条第1項中「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付請求書」を「経営開始資金交付請求書」に改め、同条を第10条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げ、第17条ただし書中「又は第3号」を削り、同条第3号を削り、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を削り、第2

1 条を第 1 9 条とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

経営開始資金申請追加資料

年 月 日

大田市長 様

住 所：

〔申請者〕 氏 名：

（生年月日 年 月 日： 歳）

大田市経営開始資金交付要綱の規定を順守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて*2）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金 交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実習研修支援事業、雇用就農実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付をうけていない又は受けたことがない

前年の世帯全体の所得* 1	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらずしきん交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 【所見】	

7 保証人 * 2

住 所 氏 名
住 所 氏 名

添付書類

- 別添 1 : 収支計画
- 別添 2 : 履歴書
- 別添 3 : 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 別添 4 : 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 別添 5 : 経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
- 別添 6 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の利権設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 別添 7 : 通帳の写し
- 別添 8 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類の添付。
- 別添 9 : 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

- * 1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。
- * 2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

収支計画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

		経営開始					
		1年目 (年月～ 年月)	2年目 (年月～ 年月)	3年目 (年月～ 年月)	4年目 (年月～ 年月)	5年目 (年月～ 年月)	
農業 収入	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
	経営開始資金*						
	収入計①(資金を除く)						

		経営開始				
		1年目 (年月～ 年月)	2年目 (年月～ 年月)	3年目 (年月～ 年月)	4年目 (年月～ 年月)	5年目 (年月～ 年月)
農業 経営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 ①－②					
---------	--	--	--	--	--

夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

様式第2号(第6条関係)

経営開始資金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

住所

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

電話

大田市経営開始資金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交 付 期 間			年 月		～	年 月	
交付 年度	年度	今回申請する資金 の 対 象 期 間	年 月		～	年 月	
事業の目的及び内容							
資金の額			円				
資金の額の算出基礎							
添付書類 1 青年等就農計画等(写し) 2 (その他)				※申請事項審査結果(担当課)			

注 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 3 号中「農業次世代人材投資資金交付決定通知書」を「経営開始資金交付決定通知書」に、「大田市農業次世代人材投資資金交付要綱」を「大田市経営開始資金交付要綱」に改める。

様式第 4 号、様式第 4 号の 2 及び様式第 4 号の 3 を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

就農状況報告(独立・自営就農)
経営開始 年目・交付終了後 年目 （ ～ 月分）

年 月 日

大田市長 様

氏名

大田市経営開始資金交付要綱第8条第1項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（就農準備資金の交付を受けた者は必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。））

	既に就農している	年 月 日就農
	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力）	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 （法人経営にあたっては役職） 本人	年間の農業従事日数※	担当業務
雇用労働力	(人・日※)				

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入)	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4. 前年の世帯全体の所得（資金含む） * 1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）

※本欄は交付主体の記入欄
生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（有 無）
【所見】

5. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について
（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

(どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(経営開始資金の交付対象者については青年等就農計画並びに別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること)*2
2. 経営開始資金交付対象者は、決算書*3及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)
準備資金交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し
3. 通帳及び帳簿の写し*4
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*4
(変更がない場合、2回目以降の報告の際には既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)
5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*5
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付*3

*1 7月の報告の際のみ記入する。

*2 経営開始型の交付期間のみ添付する。

*3 親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する。

*4 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

決 算 書

			計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a	
農 業 収 入	(作目)	経営規模				
		生産量				
		売上高				
			経営規模			
			生産量			
			売上高			
	特定作業 受託分		経営規模			
			生産量			
			売上高			
	その他					
経営開始資金						
収入計(円) ① (資金を除く)						
収入計(円) ② (資金を含む)						

			計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計(円) ③					
【参考】設備投資(内容、金額)					
農業所得計(円) ④ = ①-②					
農外所得(円) ⑤			総所得(資金を含む)(円) ②-③+⑤		

様式第4号の2（第8条関係）

作業日誌（独立・自営就農）
交付終了後〇年目（〇～〇月分）

年 月 日

大田市長 様

氏名

大田市経営開始資金交付要綱第8条第1項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

- ・確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌分の記載を省略することが可能。

離農届

年 月 日

大田市長 様

氏名

下記の理由により離農したので、大田市経営開始資金交付要綱第8条第1項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）

様式第5号中「㊟」を削り、「大田市農業次世代人材投資資金交付要綱」を「大田市経営開始資金交付要綱」に改める。

様式第5号の2及び様式第5号の3中「印」を削る。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
確認者所属・名前:
確認日: 年 月 日

1 確認対象者本人への面談用

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]	
[改善策]	

b 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

<ul style="list-style-type: none">・適切に帳簿をつけている・帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある・帳簿をつけていない

ウ 農地の権利設定状況(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

<ul style="list-style-type: none">・ 農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している・ 農地法第3条の許可等を得ていない
--

※ 公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

経営開始資金交付請求書

年 月 日

大田市長 様

氏名

大田市経営開始資金交付要綱第11条第1項の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日							
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日							
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を 除く額(※2)を記載	(ア)									円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ)									円
今回の交付申請額										円
<ul style="list-style-type: none"> ・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成 	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない									

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
 ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
 ※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金						店・所	出張所
	金融機関コード							
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号			
	郵便局	記号			(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな)氏名							

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

様式第8号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、「㊟」を削り、「大田市農業次世代人材投資資金交付要綱第13条」を「経営開始資金の受給を中止しますので、大田市経営開始資金交付要綱第12条」に改める。

様式第9号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、「㊟」を削り、「大田市農業次世代人材投資資金交付要綱第15条」を「経営開始資金の受給を休止しますので、大田市経営開始資金交付要綱第14条」に改める。

様式第10号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、「㊟」を削り、「農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、大田市農業次世代人材投資資金交付要綱第15条」を「経営開始資金の受給を再開しますので、大田市経営開始資金交付要綱第14条」に改める。

様式第11号中「第18条関係」を「第17条関係」に改め、「㊟」を削り、「大田市農業次世代人材投資資金交付要綱第18条」を「大田市経営開始資金交付要綱第17条」に改める。

様式第12号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「農業次世代人材投資事業」を「経営開始事業」に改め、「㊟」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正前の大田市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。